

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所の大隅河川国道事務所管内（河川・道路・砂防）における災害時等応急対策業務（無人化施工）に関する基本協定の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和4年 2月 3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明
鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間（河川・道路・砂防）において、大規模な災害が発生もしくは災害の発生が予測される場合、緊急的に応急対策工事（無人化施工）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその対応方法を定め、もって災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、この協定での「無人化施工」とは、下記の①～②の条件を満足するものとする。

- ① 100m以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、掘削、積込、運搬が出来ること。
- ② 100m以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、直径2～3m程度の転石が破碎できること。

また、本協定の協定書は、別紙-1のとおりとする。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は、下記①～③のとおりとする。

- ①肝属川直轄管理区間：別図-1
- ②直轄道路管理区間：別図-2、3
- ③桜島直轄砂防施工区域：別図-4

(3) 協定期間 令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況を総合的に評価して、協定締結業者（5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は、当該協定業者の中から、前項(4)の評価や災害規模、実施可能工種等を総合的に判断した上で、契約締結業者を決定し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(A~C)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(A~C)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和4年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に自社において3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。
- (4) 無人化施工の実績を有すること。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における一般土木工事に係る(A~C)等級の有資格業者(令和3年度現在のランクが(A~C)ランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和5年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。
なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく本店又は支店等営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 災害協定に基づき災害協定業者と請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とすること。
この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随意加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：令和4年 2月 3日（木）から令和4年 2月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
電 話：0994-65-2990
FAX：0994-65-9630
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課
担当：工務第一課長（内線311）
工務第二係長（内線315）
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
- ④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

- ①会社の代表印を押印すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年 3月14日（月）までに書面にてFAXにより通知する。

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限：令和4年 3月16日（水） 17時00分。
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所工務第一課長へ電話で確認すること（不在の場合は工務第一課職員で可）。

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和3年 3月23日（水）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

（必須）

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	①様式は[様式-1]とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事実施体制 [様式-2] [様式-3] [様式-4]	①様式は[様式-2]～[様式-4]とする。 ②土石流等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③保有資機材（無人化施工関係資機材）については、令和4年2月3日時点において自社保有等の物とする。 なお、資機材の申請様式は、「防災（機労材）検索くん」よりダウンロード

	<p>ドし、記入すること。(注：保有機材の諸元・規格は〇〇未満などとせずに、具体的な数値を記載すること)</p> <p>本協定締結後は、申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録すること。</p> <p>記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないこと。</p> <p>この様式は、システム登録時に使用する。</p>
<p>(3) 施工実績 (過去5ヶ年度+当該年度における工事)</p> <p>[様式-5]</p>	<p>①様式は「様式-5」とする。</p> <p>②対象となる工事は、過去5ヶ年度+当該年度（平成28年度から令和3年度までの間）に完成した一般土木関係工事（無人化施工で行った工事）すべて記載する。但し、対象となる工事が4件以上となる場合は4件を上限とする。</p> <p>③単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。</p>
<p>(4) 実施可能工種</p> <p>[様式-6]</p>	<p>①用式は「様式-6」とする。</p> <p>②災害等で想定される被害について、実施可能工種を様式に記載する。</p> <p>③ドローンの保有状況について、保有台数及び操縦可能者数を記載すること。</p>

8. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	点
工事実施体制	<p>■工事実施体制 (様式-2・3・4により評価)</p>	15
	<p>■保有技術者（国家資格等の人数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木施工管理技士（一級・二級） ・建設機械施工技士（一級・二級） 	15
施工実績	<p>■施工実績 (様式-5により評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5ヶ年度+当該年度における一般土木工事（無人化施工）の施工実績 	30
	<p>■工事成績の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局発注（九州管内事務所の発注工事含み）の過去2ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点 	10
	<p>■工事成績の評価（65点未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局発注の過去1年間+当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無（単体、JV両方の工事成績も評価に反映する） 	-10

評価項目	評価内容	点
工事の安全確保	<p>■表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局発注工事で直近2ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長 	10

	表彰の有無	
	■安全管理の状況 ・過去1年間の死亡事故等の状況	- 1 0

9. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局は、上記5.(1)②に同じ。
- (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法
- ① 交付期間：令和4年 2月 3日（木）から令和4年 2月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
 - ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課
 - ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間：令和4年 2月 3日（木）から令和4年 2月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記5.(1)②に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

10. 技術資料等説明書に対する質問

- (1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：令和4年 2月 3日（木）から令和4年 2月17日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記5.(1)②に同じ。
 - ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
（注）：FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所 工務第一課長へ電話で確認すること（不在の場合は工務第一課職員で可）。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により令和4年 2月22日（火）までに行う。

11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和4年3月14日（月）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。